

70歳を過ぎても厚生年金に加入できるタイミングに国が検討を始める。そもそも現状、70歳まで入れること自体知らなかった人もいろいろある。年金や医療などの社会保障は保険料を払ったり、給付を受けたりする年齢があらかじめ決まっている。将来の働き方や資金計画を考えたうえで年齢上限を知ることが欠かせない。

「厚生年金の保険料はいじりかたがいろいろある。質問を最近、勤労シニアからよく受ける。社会保険労務士の永山悦子氏は話す。公的年金は老後資金の柱となる制度なのに加入期間、すなわち保険料を払う年齢上限について正確に理解する人は少ないようだ。」

長く払えば受給増

現行制度では会社に勤めて一定の収入があるなどの基準を満たすと厚生年金に加入し、会社との折半で保険料を払うことになる。60歳で定年退職した後に再び働く場合も同じだ。保険料を長く払えば、将来もらえる年金額が増え、若後生活の支えになる。

厚生年金の上限は以前は「65歳になるまで」だった。制度改正により2020年度からは70歳になるまで「に延びている(表A)。さらに今後、政府は70歳以降への延長を議論してシニア就労を後押しする方向だ。高齢者の就業率は60、64歳で69%、65～69歳は47%、70～74歳も30%に達する(18年、総務省の労働力調査)。

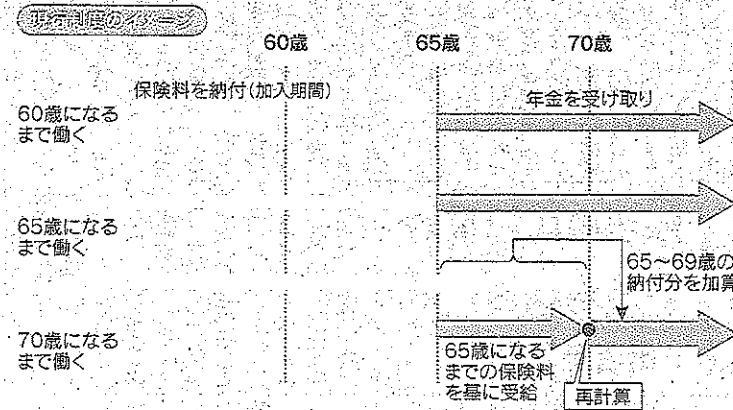
# シニア、年金納付いつまで？

## 就労なら70歳まで継続

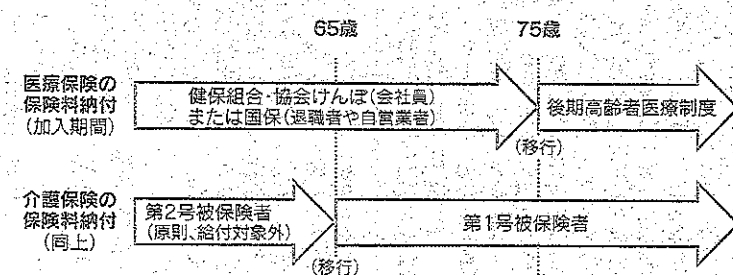
公的年金にまつわる「年齢」

	保険料は何歳まで払う？	年金は何歳から受給？
会社員	最長で70歳になるまで(70歳以上の延長検討)	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳から</li> <li>60～70歳の範囲で選択も可能(70歳超への後ろ倒し検討)</li> </ul>
自営・フリーランス	(原則60歳になるまで保険料負担なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳から(基礎年金)</li> <li>同上</li> </ul>
国民年金(国民健康保険)	60歳になるまで	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳から</li> <li>同上</li> </ul>

最長70歳まで厚生年金に加入して働ける



公的医療・介護保険は終身で保険料を払う



「いじりかたがいろいろある(図B)。まず、何歳まで働くかにかかわらず年金をもらい始めるのは原則として65歳からだ。年金額はそれまでに払った保険料をベースに計算される。ただ厚生年金の

「いじりかた」は、(1)年金額計算の仕組みに留意したい。例えば図Bの下のように70歳になるまで働くとする。この場合はまず65歳から年金をもらい始め、同じ年金額がずっと続く。そして70歳でリタイアするまで5年間の間に、自分が払った保険料が年金額に上乗せされる。長く働いたおかげで70歳以降の生活資金に余裕が生まれる。中に

「で保険料負担なしで基礎年金を65歳から受け取れる。ただ、妻が年下で夫より5歳超若いという場合は保険料の面で留意点がある。年金制度では「夫が65歳になった時点で妻は第3号被保険者になる。例えば妻が58歳のときに夫が65歳になると妻は第3号から第1号被保険者に種別が変わる。そのときに新たに「自分の国民年金保険料を納める必要が生じる(社労士の藤原宏治氏)。(この例だと60歳になるまでの2年間が対象。その間保険料を払う必要がある)。

「健保は70歳まで高齢になっても働いていける人は、疾病などに備えて医療・介護保険の知識も持っていたい。シニアを含めて一般に、厚生年金に加入すると勤務先の健康保険にも入る。大企業なら健保組合、中小企業は全国健康保険協会(協会けんぽ)だ。保険料の半分を会社が負担してあげる。妻が被扶養者は保険料ゼロで医療サービスを受けられる。

健保は加入年齢の上限が「70歳になるまで」だ。厚生年金の上限よりさらに5年長く、シニア就労に有利な面がある。70歳で厚生年金の資格を喪失した後もなお、その会社で働いていることができれば健保の加入は続く。健保保険料は払い続けるが、長く健保の被保険者でいらればそのメリットも長く受けられる。

介護保険は40～64歳は第2号被保険者と呼ばれ、健康保険で「一層に保険料を払う。二層に動いていても65歳になると第1号に切り替わる。介護保険の計算法は変わり、給料天引きではなく年金から引かれるようになる(社労士の望月厚子氏)。繰り下げを選んで年金を受け取っていない人などは納付書により自分で払う手続きが必要になる。(土井誠司)